

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和3年9月24日（諮問（情）第6号）

答申 日：令和4年1月24日（答申（情）第7号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年8月2日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、「作成又は取得していないため」との理由で個人情報等を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年8月12日付け西建総第08030003号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年8月15日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求人が必要とする情報の開示を求める。
- 2 審査請求の理由

審査請求人は、急傾斜地崩壊危険区域内である和歌山県田辺市本宮町湯峰字温水108番地湯峰温泉公衆浴場跡地においてなされた幅1メートル・深さ1.5メートル長さ10数メートルにも及ぶ同敷地内を掘削し造成された排水路、急傾斜地崩落危険箇所の石垣基礎部分の解体掘削撤去等について、和歌山県西牟婁振興局建設部建築課建築グループ（以下「建築グループ」という。）の担当職員に通報しており、同担当職員はその状況について本宮行政局総務課職員を呼び出し確認している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求に係る公衆浴場跡地については、田辺市長から同地内での公衆浴場新築計画に係る建築確認申請があり、建築基準法に規定する建築基準に適合することを確認している（令和3年1月29日に確認済証を交付）。
- (2) 建築グループは工事の進捗状況を随時把握する立場にないため、審査請求人が求める、現在進行中の当該新築工事における地盤の掘削状況に関する公文書を作成又は取得していない。

なお、当該新築工事に係る建築基準法に基づく手続としては、工事着手前に行った上記建築確認申請の他、工事着手後に計画変更があれば計画変更確認申請が、工事完了後に完了検査申請がそれぞれ必要となるが、開示請求時点において、いずれの手続もされていない。

- (3) 審査請求人からの通報については、令和3年6月28日及び同年7月21日に審査請求人から建築グループに「工事中の石垣部分を解体撤去しているが、これは問題ないのか、変更確認申請はいらないのか」という趣旨の電話があった。

これを受けて、田辺市の担当職員に状況の聞き取りを行い、変更確認申請を要する内容ではないことを確認したが、田辺市から入手した資料はなく、本件通報に関する報告等も全て口頭で行っているため、組織内で供覧した文書もない。

このような変更確認申請の要否の確認については、問い合わせ等に応じて日常的に行っている業務であり、通常のやりとり等の記録までは作成していない。

- (4) したがって、本件開示請求で審査請求人が求める情報が記載された公文書は、作成又は保有していないことから、本件処分を行った。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求において、「和歌山県西牟婁振興局建築課建築グループが保有する和歌山県田辺市本宮町湯峰字温水 108 番地湯峰温泉公衆浴場跡地の掘削状況が分かるすべての情報」に係る公文書の開示を求めている。

実施機関は、本件開示請求に係る公衆浴場跡地について、田辺市長からの申請を受けて、同地内での公衆浴場新築計画に係る建築確認を行ったものの、その後の工事の進捗状況を随時把握する立場にはなく、開示請求時点で建築基準法に基づく計画変更確認申請又は工事完了後の完了検査申請のいずれの手続も行われていないことから、審査請求人が求める、現在進行中の当該新築工事における地盤の掘削状況に関する公文書を作成又は取得していないため、本件処分を行った。

本件処分について、審査請求人は、本件開示請求で求めた情報である「湯峰温泉公衆浴場跡地の掘削状況」に関して、建築グループの担当職員に通報しており、同担当職員はその状況について田辺市本宮行政局総務課職員を呼び出し確認していると主張する。

この点について、実施機関の説明によれば、審査請求人からの本件通報を受けて、田辺市の担当職員に対し状況の聞き取り等を行ったが、このとき入手した資料はなく、本件通報に関する報告等も全て口頭で行ったため、組織内で供覧した文書もない。このような変更確認申請の要否の確認については、問い合わせ等に応じて日常的に行っている業務であり、通常の様子等との記録までは作成していないとのことである。

実施機関の説明は、本件通報に係る公文書が存在しないこと自体の説明としては、不合理とまでは言えず、本件通報に係る公文書の存在をうかがわせるような事情も認められない。

以上から、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和3年9月24日	○諮問（実施機関）
令和3年11月8日	○審議
令和3年12月13日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和4年1月17日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、高橋多美子、早坂豊司、藤田隼輝

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年8月2日	和歌山県西牟婁振興局建築課建築グループが保有する和歌山県田辺市本宮町湯峰字温水 108 番地湯峰温泉公衆浴場跡地の掘削状況が分かるすべての情報。